

原発事故時、帰還困難区域（富岡町）から県外へ避難した申立人ら（夫婦）について、申立人夫が県外に残り、他の家族がいわき市へ避難先を移したため、家族別離が生じ、申立人妻が当時小学生であった3人の子を連れての避難生活を余儀なくされたこと等の事情を踏まえ、平成23年11月から平成29年5月まで、世帯に対し、月4割の日常生活阻害慰謝料の増額等が認められた事例。

全部和解契約書

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下、「本件」という。）につき、申立人X1（以下、「申立人X1」という。）及び申立人X2（以下、「申立人X2」といい、申立人X1及び申立人X2を総称して「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下、「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

被申立人と申立人らは、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

- | | | | |
|---|------|--------------------------------|-----------|
| 1 | 損害項目 | 申立人らの日常生活阻害慰謝料増額分 | 268万0000円 |
| | 期間 | 自 平成23年11月12日
至 平成29年 5月31日 | |
| 2 | 損害項目 | 生活費増加費用 | 64万5815円 |
| | 期間 | 自 平成23年12月 1日
至 平成24年 5月31日 | |
| 3 | 損害項目 | 駐車場代（未払分） | 3万9900円 |
| | 期間 | 自 平成23年 3月11日
至 平成28年 3月31日 | |

第2 和解の金額

被申立人は、申立人らに対し、前項記載の損害に係る賠償金として合計336万5715円の支払義務があることを認める。

第3 支払方法

（省略）

第4 清算条項

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- 2 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印のうえ、申立人らが1通、被申立人が1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和4年10月24日

（仲介委員 山田 攝子）